

未来をにいう子どもたちに 読書のよろこびを

(第三次 七尾市子どもの読書活動推進計画)



(七尾市立図書館イメージキャラクター「よむよむ」)

平成28年(2016年)3月

七尾市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが成長していく上で、欠かすことができない重要な役割があります。「言葉」を学ぶこと、「感性」を磨くこと、「表現力」を高め「創造力」を豊かにするということです。それは人生をより深く生きる力を身に付けることにもつながります。

近年急速に進む情報社会は、子どもたちの興味や関心事を幅広いものにしてしています。子どもが生涯にわたって自主的な読書習慣を身につけることができるようにするためには、子どもの読書活動について、社会全体で考え推進していく必要があります。

第二次計画では、^{うちどく}家読の推進や環境整備等に取り組んだ結果、「本がきれい」な児童・生徒数の減少、学校図書館や「本はともだち号」の貸出冊数の増加につながりました。

しかしながら、小学校から中学校へと段階が上がるほど1ヶ月に1冊も本を読まない不読率が高くなり「読書離れ」が進む傾向にあります。これは、インターネット等に費やす時間が多くなることが原因として考えられます。

また、市内の年長児の保護者を対象としたアンケート調査によると、子どもの読書環境をはばむ原因として「大人が忙しい」と回答する保護者の割合が増加傾向にあります。大人も子どもも忙しく、時間的余裕を持ってないというのが現状ではないかと思えます。

これらを踏まえ、第三次計画では、基本方針に「本を読む意味・大切さを伝える啓発活動」を新たに加え、子どもにもっとも身近な存在である保護者への啓発活動に取り組みます。また、子どもの成長に関わる機関・団体等がそれぞれの役割を認識するとともに、お互いの連携を強化し、地域社会全体で読書活動の推進が図られるよう取り組んでいきます。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、策定に関わった七尾市子どもの読書活動推進委員会委員の皆様、そして関係機関並びにボランティアの皆様、アンケート調査にご協力をいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

平成28年（2016年）3月

七尾市教育委員会
教育長 近江 一芳

目 次

第1章 第三次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 対象年齢	1
3 計画の期間	1
4 子どもの読書環境をはばむ現状	1

第2章 第二次計画期間における成果と課題

1 主な取組と成果	2
(1) 読書活動の啓発	2
(2) 読書環境の整備	3
(3) ボランティアの育成	4
2 課題	5

第3章 第三次計画の基本的な考え方

計画の体系・基本理念・基本方針	8
各主体の役割・取組・ネットワークイメージ	9

第4章 第三次計画の取組

1 基本方針と取組	10
(1) 子どもの成長にあった読書活動の推進	10
乳幼児／小学生／中学生／高校生／特別支援者	
(2) 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動	11
(3) 子どもを取り巻く読書環境の整備	11
家庭／地域／学校図書館／保育園・認定こども園／図書館	
(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり	12
①ボランティアの養成と拡充	12
②関係機関との連携	12
③計画の点検・評価・見直し	12
(5) 楽しい読書活動の啓発と促進	13
①広報活動	13
②「子ども読書の日」記念事業	13
2 重点目標とスケジュール	14

第三次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿	15
用語の解説（文章中*がついた用語を一括して説明）	16

資料

・七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱	17
・子どもの読書活動の推進に関する法律	19
・文字・活字文化振興法	21

第1章 第三次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

国が子どもの健やかな成長を願い「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定し、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、基本方針と方策を示しました。

七尾市では、未来をになう子どもたちが、読書によってより豊かな人生を送ることを願って、平成18年3月に「第一次七尾市子どもの読書活動推進計画」、平成23年3月に「第二次七尾市子どもの読書活動推進計画」（以下「第二次計画」）を策定し、基本方針、基本目標を掲げ施策に取り組んできました。

このたび、第二次計画期間における成果や課題を検証した上で、基本理念に向って一層の充実が図られるよう「第三次七尾市子どもの読書活動推進計画」（以下「第三次計画」）を策定しました。この計画は、子どもの成長に関わるすべての機関・団体が連携して活動して行けるようそれぞれの役割と取り組む内容を示すものです。

2 対象年齢

0歳から18歳までを対象とします。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 子どもの読書環境をはばむ現状

現代社会において、情報面が急速な発展を遂げています。そのことが、子どもの読書環境を大きく変えていることは事実です。生活の中でゲーム、インターネット、習い事等の占める時間が多く、時間的余裕のない「忙しい子ども」が増加しています。

また、保護者に対するアンケート調査（※）によると、子どもの読書環境をはばむ原因として「大人が忙しい」という回答が31.3%を占めました。このうち、「工夫すれば時間を作れるか」という問いに対し「難しい」「絶対無理」と回答した割合は25.5%と過去最高値となる結果です。

このような状況から、子どもの心身の健全な成長を願い、大人が真剣に考え、取り組んでいくことが大切です。

（※）平成26年度 年長児をもつ保護者対象アンケート調査

第2章 第二次計画期間における成果と課題

1 主な取組と成果

(第二次計画)

(1) 読書活動の啓発

	取組	実施年度	内容
1	小学3年生、5年生、中学2年生対象アンケート	平成17年度～	読書に関するアンケート 時期：毎年12月
2	乳幼児を持つ保護者対象アンケート	平成17年度～ 平成23年度	読書に関するアンケート 時期：12月
3	子ども読書の日記念講演会	平成20年度～	毎年4月23日前後の土日
4	七尾市夏休み読書月間の設置	平成23年度	毎年8/1～31
5	小学生の長子を持つ保護者対象アンケート	平成23年度	読書に関するアンケート 時期：12月
6	年長児を持つ保護者対象アンケート	平成24年度～	読書に関するアンケート 時期：毎年12月
7	うちどくノートの作成・配布	平成24年度～	毎年
8	^{うちどく} 家読標語募集	平成24年度	最優秀賞「本読もう」ぼく声かけてテレビきえ
9	^{うちどく} ななお家読の日の設置	平成24年度	毎月23日
10	小学4年生の保護者対象アンケート	平成26年度	^{うちどく} 家読に関するアンケート
11	^{うちどく} 家読啓発ポスター募集・作成	平成27年度	

[成果]

① 小学4年生の約76%が週に1日以上^{うちどく}家読(*1)を実施

単位：%

日数	0日	1～2日	3～4日	5～6日	毎日
割合	23.5	54.8	11.6	5.5	4.4

※小学4年生の保護者対象アンケート(平成26年9月実施)中「質問2.あなたのお子さんは、「うちどく」を週に何日行いましたか。」の回答数の割合

② 本がきれいな児童・生徒が減少

単位：%

年度	小3	小5	中2
平成23年度	9.5	12.2	17.6
平成26年度	8.5	12.1	14.3

※小学3年生、5年生、中学2年生対象アンケート(平成26年12月実施)中「質問2.本が好きですか。」という質問に「あまり」「きれい」と答えた児童生徒の割合

(2) 読書環境の整備

	取 組	内 容
1	学校司書の配置の充実	平成 23 年度 専任 8 人 平成 27 年度 専任 10 人
2	学校図書館のコンピュータ化	平成 22 年度末（全小中学校で稼働）
3	移動図書館車「本はともだち号」を 更新	平成 23 年度新車両導入 4,000 冊を積載（500 冊増）
4	公共図書館における児童図書 の充実	平成 23 年度 121,578 冊 平成 26 年度 130,330 冊（8,752 冊増）
5	公共図書館での貸出環境の整備	タッチパネルによる配架図表示（中央図書館）、 常設展示・企画展示の充実

[成果]

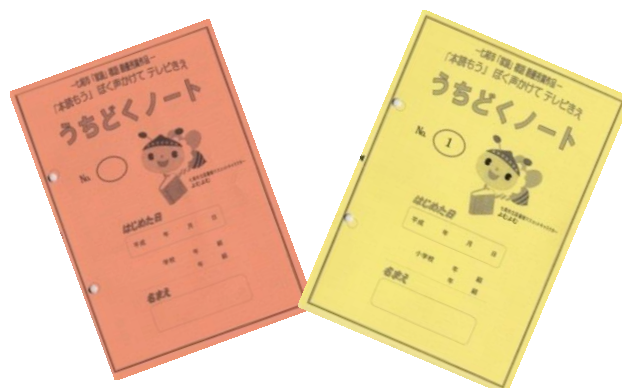
① 学校図書館の貸出冊数の増加（児童生徒一人当たり）

年 度	貸出冊数
平成 23 年度	52.6
平成 26 年度	73.2

② 「本はともだち号」貸出冊数の増加（児童生徒一人当たり）

年 度	貸出冊数
平成 23 年度	13.7
平成 25 年度※	15.8

※平成 26 年度は移転に伴い 5 ヶ月間運休したため 平成 25 年度の数値を比較対象とした。



(うちどくノート)

(3) ボランティアの育成

	取組	実施年度	内容
1	おはなしボランティア交流会	平成23年度 平成27年度	5団体16名参加 活動報告、会員紹介、意見交換等 30名参加 おはなし会実演、ワークショップ
2	ボランティア研修会	平成24年度	32名参加 テーマ「絵本の選び方と新しい絵本」
3	図書館サポーター事業	平成27年度	新規ボランティアの受入体制を整備

[成果]

交流会・研修会により、お話し会などの内容充実や、ボランティア同士の情報共有につながりました。また、図書館サポーター事業(*2)の導入により、新たなボランティア登録につながりました。



(写真/平成24年度ボランティア研修会)



(写真/平成27年度おはなしボランティア交流会)

(1) 読書離れが進む児童生徒への取組の推進

アンケート調査の結果から、小学校から中学校へと段階が上がるにつれて、1カ月に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)が増える傾向にあります。全国平均と比較して七尾市の不読率は低い水準を維持しているものの、中学生・高校生の世代に対しての、読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。

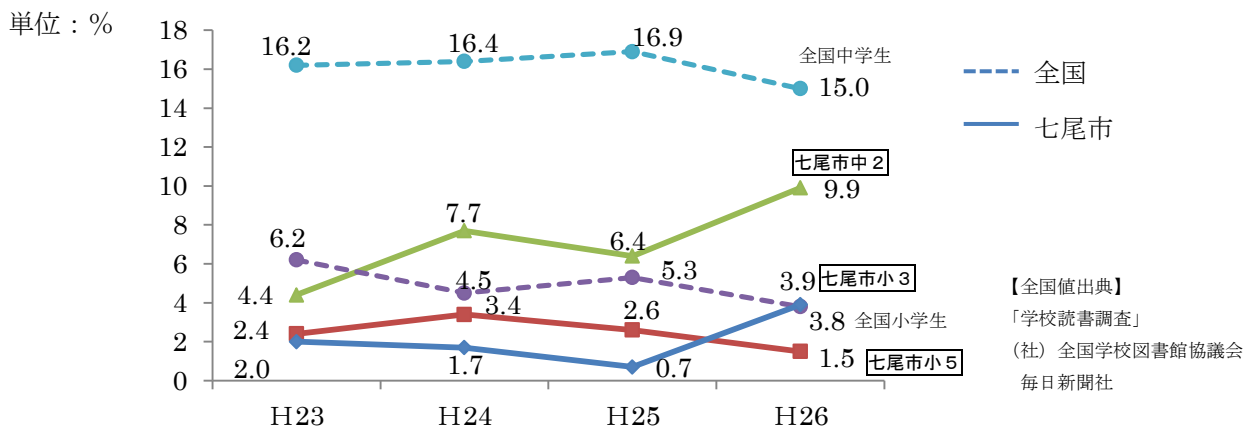
(2) 大人に対する読書活動の意義の普及

年長児の保護者に対するアンケート調査では、子どもの読書環境をはばむ原因として「大人が忙しい」と回答する保護者が増加傾向にあります。

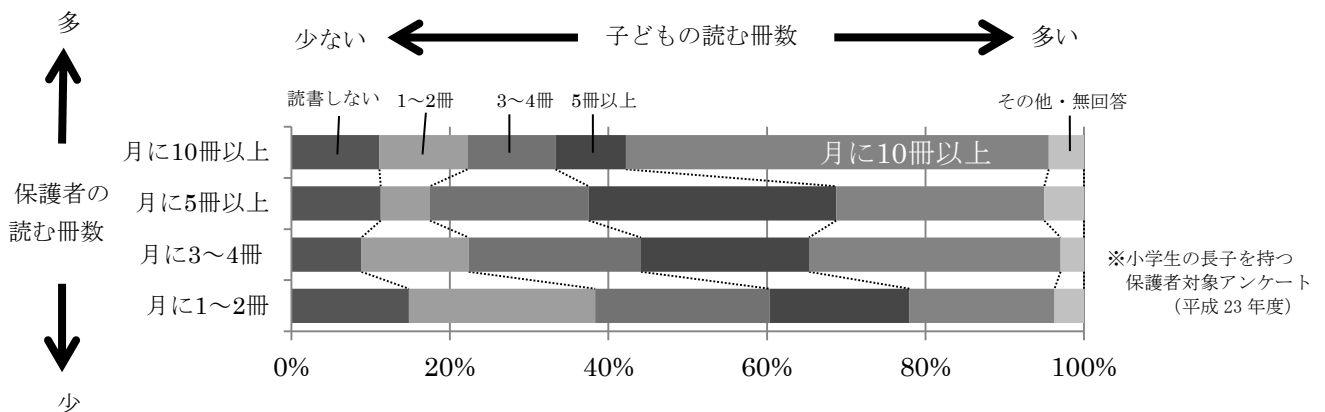
また、長子を持つ保護者に対するアンケート調査によると、大人の読書量が多いことに比例して、子どもの読書量も増えている現状もあります。

このことから、子どもに関わる大人に対して積極的に読書活動の意義について啓発を図ることが求められます。

[表1] 1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合



[表2] 保護者の読書量と子どもの読書量の関係



(3) 家読^{うちどく}の推進

家庭での読書活動としては、うちどくノートの活用をはじめ、学校でも様々な取組が行われています。今後も読書が家庭の中に定着し、継続して行われるよう家庭における読書活動の取組の重要性についての理解をさらに促進することが必要です。

(4) 子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充

図書館や学校、地域において、読み聞かせ等の様々なボランティア活動が行われています。子どもの読書活動には本と子どもとを結ぶ存在が必要であり、それには人材の養成と拡充が課題です。図書館は、ボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を行うための研修等をより充実させることが求められます。

(5) 関係機関との連携のさらなる充実

子どもの読書活動に関わる学校、図書館、公民館等(*3)、児童館、保育園・認定こども園、ボランティア、企業等の関係機関・団体が連携・協力することによってさらなる充実、協力を図ることが望まれます。

(6) 広報活動の充実

市民が子どもの読書活動の意義や重要性について関心を持ち、推進する機運が高まるように、広報活動をさらに充実させることが求められます。



(写真/平成27年度家読^{うちどく}啓発用ポスター募集・展示)



(7) 子どもの読書活動を支える拠点整備

図書館は、子どもたちが身近に本を手にとることができるよう、図書資料の充実、施設設備の整備や関連施設との連携を図るなど、子どもの読書活動推進の拠点として中心的役割を果たせるよう、また、子どもたちが安全な環境の中で、安心して読書に親しむことができるよう、環境を充実させることが望まれます。

課題のまとめ

- (1) 読書離れが進む児童生徒への取組の推進
- (2) 大人に対する読書活動の意義の普及
- (3) うちどく家読の推進
- (4) 子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充
- (5) 関係機関との連携のさらなる充実
- (6) 広報活動の充実
- (7) 子どもの読書活動を支える拠点整備



基本理念

未来をになう子どもたちに読書のよろこびを

基本方針

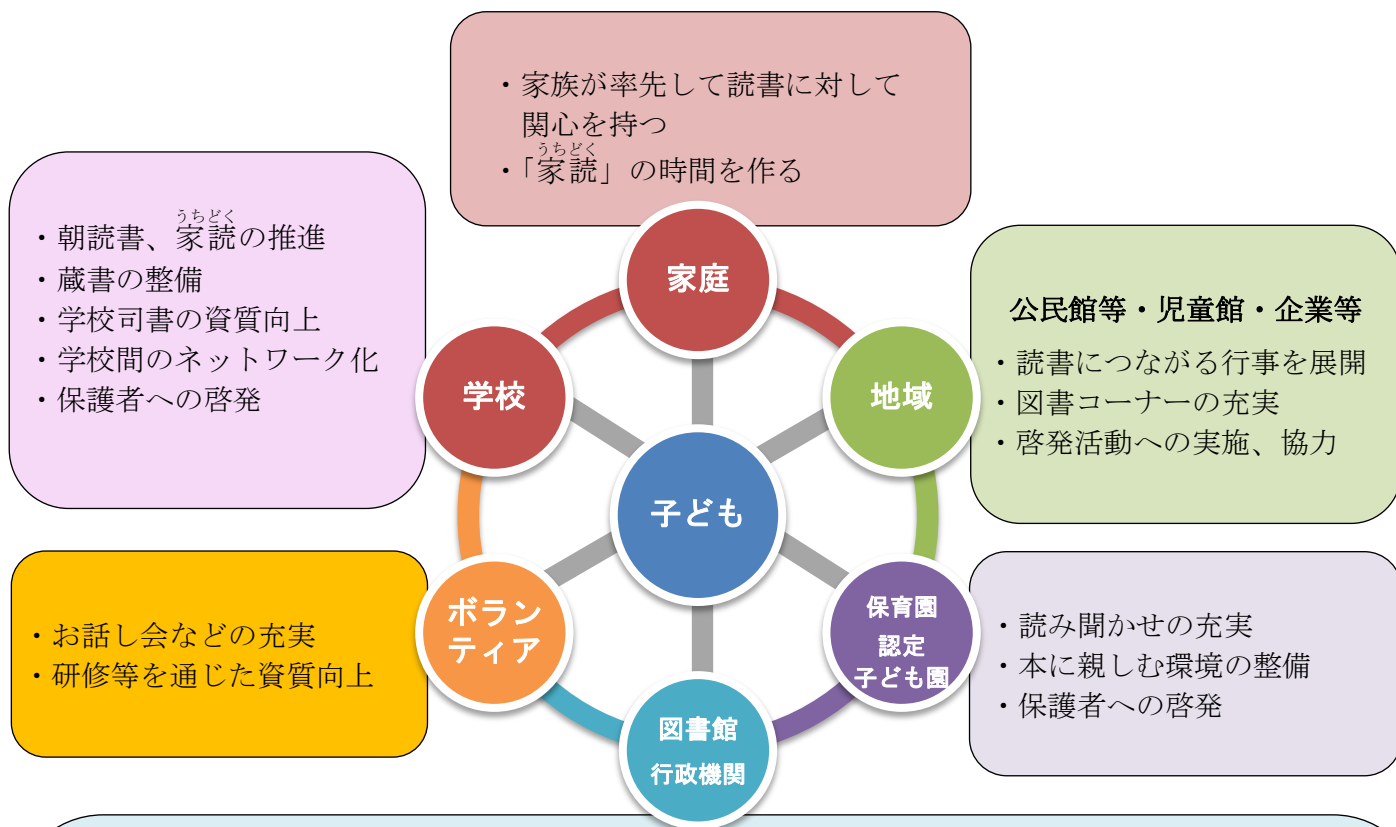
- 1 子どもの成長にあった読書活動の推進**
子どもの成長にあった本との出会いづくり
- 2 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動**
子どもにとって身近な大人への啓発活動
- 3 子どもを取り巻く読書環境の整備**
いつでも身近に本のある環境づくり
- 4 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり**
図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、ボランティア、関係行政機関の連携
- 5 楽しい読書活動の啓発と促進**
楽しい読書の輪を広げる活動

各主体が連携して推進します。

各主体の役割、取組、ネットワークは次のとおりです。

七尾市子どもの読書活動推進委員会

点検・評価・見直し



○図書館

中央図書館 本府中図書館 田鶴浜図書館 中島図書館

- ・お話し会や図書館招待の実施
- ・発達段階に応じた図書の選定・情報提供
- ・各機関の図書整備支援
- ・ボランティアの養成と拡充
- ・「家読」の推進、啓発活動
- ・大人への啓発活動
- ・関係機関・団体との連携・協力を円滑にする活動
- ・子どもの読書活動を支える拠点整備

○子育て支援課

所管施設に対する読書関連の情報提供

○健康推進課

健診や子育て教室における読書に関する啓発活動

○学校教育課・教育総務課

- ・学校図書館の積極的な活用について指導・助言
- ・学校司書の研修の実施
- ・学校読書ボランティアの養成・拡充

○生涯学習スポーツ課

公民館等に対する読書関連の情報提供

第4章 第三次計画の取組

1 基本方針と取組

(第三次計画)

基本理念を実施するにあたり、5つの基本方針を定めて取り組みます。

(1) 子どもの成長にあった読書活動の推進

子どもの成長にあった本との出会いづくり

子どもが成長するにあたり、その発達段階に応じて日常的に本と親しむことができる機会をつくることで、より良い読書習慣が身に付くと考えられます。年代別に子どもの読書活動を推進し、本との出会いで豊かな人間性を育むことができるよう、各主体が連携して取り組みます。

乳幼児には、ブックスタート事業(*4)やブックリスト(*5)の配布(3~4か月健診、1歳6か月健診)、お話し会(*6)を充実します。また、セカンドブック事業(*7)への展開に努めます。

小学生及び中学生には、朝読書の推進やブックリストの配布、お話し会の充実のほか、移動図書館車「本はともだち号」により、本と親しむきっかけをつくります。またサードブック事業(*7)への展開に努めます。

中学生及び高校生には、ブックリストのほか、ヤングアダルトサービス(*8)の充実も図ります。また、高校生との交流事業に取り組みます。

特別支援者に対しては、対面朗読サービスや、音訳CDの作成及び貸出、バリアフリー絵本(*9)の充実に努めます。



(写真/移動図書館車本はともだち号)

(2)本を読む意味・大切さを伝える啓発活動

子どもにとって身近な大人への啓発活動

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

このようなことから、各主体が積極的に子どもの読書活動の意義について理解を深め、活動に取り組めるよう、普及啓発に努めていきます。

また、家庭での読書の習慣づけを図るため、「家読」^{うちどく}を推進します。

(3)子どもを取り巻く読書環境の整備

いつでも身近に本のある環境づくり

子どもが自主的に読書活動を行うようになるために、乳幼児期から本に親しむことができる環境づくりを進めます。

家庭では、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、家族が率先して読書に対して関心を持つようにし、家読^{うちどく}の時間を定期的に作るなど、本が身近にある環境づくりを行います。

地域における公民館等、児童館、企業等は、子どもが積極的に読書活動を行うことができるよう図書コーナーの充実やお話し会等本に親しむ機会を提供することに努めます。

学校図書館では、蔵書の整備、移動図書館車「本はともだち号」の活用、団体貸出の利用をさらに進めるとともに、多様な興味・関心に応える図書の整備を図るため、学校間のネットワーク化に向けて検討します。

保育園・認定こども園では、団体貸出や配本サービスの利用などにより図書整備のさらなる充実を図ります。

図書館は、移動図書館車「本はともだち号」の充実や団体貸出、配本サービスの拡充により各機関の図書整備支援の充実に努めます。また施設面では、子どもが安心して読書の時間を過ごせる環境の充実に努めるとともに、子ども読書活動推進の中心的役割を担う拠点の整備を図ります。

(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり 図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、 ボランティア、関係行政機関の連携

① ボランティアの養成と拡充

子どもの読書活動の充実を図るには、読書のきっかけづくりが重要です。お話し会やブックトーク、ブックリストを行うボランティアは、子どもが読書の楽しさを感じる様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動推進に大きな役割を担っています。このため子どもと読書をつなぐお話しボランティアの養成と拡充が求められます。

そこで図書館が中心となり、初心者向けの基礎的な講習会や、技術の向上や知識を深めるための養成講座、勉強会等を開催します。さらに、ボランティア団体の交流会を開催し、互いに連携を取り合えるよう支援に努めます。

② 関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、関係する図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、ボランティア、関係行政機関の各機関・団体が一体となって取組み、情報を共有し、協力体制を確立することが重要です。

そこで、図書館が各機関・団体の取組や情報を集約し、情報提供機能の充実を図ります。また、各機関・団体は機関誌などの活動情報を図書館に提供するよう努めます。

③ 計画の点検、評価、見直し

計画を効果的に推進するために、「七尾市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、関係者間の情報交換を図るとともに、必要に応じてアンケート調査を実施して、本市の実態や「計画」の進捗状況を点検、評価し、事業の見直しをします。

(5) 楽しい読書活動の啓発と促進

楽しい読書の輪を広げる活動

① 広報活動

市民が子どもの読書について関心を持つために、市の広報紙で「全国春・秋読書週間」や「子どもの読書週間」の啓発を図ります。

また、ケーブルテレビ「ニコニコチャンネル」で特集番組を制作したり、ラジオなどにも活用して活動の周知を行います。

② 「子ども読書の日」記念事業

「子ども読書の日」4月23日を中心に記念事業を行い周知を図ります。



2 重点目標とスケジュール

(第三次計画)

第三次計画期間に重点的に取り組む事項を下記のとおり設定します。重点的取組については、七尾市子どもの読書活動推進委員会において毎年度検討をします。

重点目標

- ・子どもの成長にあった読書活動の推進
- ・子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充及び連携強化
- ・読書活動の啓発
- ・読書環境の整備

★実施年度

重点目標	重点的取組					
	事業/年度	H28	H29	H30	H31	H32
子どもの成長にあった読書活動の推進	うちどく 家読の推進	★うちどくノートの改訂				
	ブックスタート ブックリスト	★状況調査の実施 ★Y・A向けブックリストの作成				
ボランティアの養成と拡充及び連携強化	ボランティアの養成・拡充	(養成) ボランティア養成講座、研修会の実施 (拡充) 初心者向け講座の実施、図書館サポーター事業運用				
	ボランティアの連携強化	交流会の実施、図書館への情報集約及び提供				
読書活動の啓発	大人への啓発	★ブックリストの作成・配布				
	楽しい読書活動の輪を広げる活動	★Y・A向けイベントの検討・実施 ★特集番組の制作				
読書環境の整備	子どもの読書活動を支える拠点整備	拠点の検討・整備				

第三次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿

審議経過

平成 27 年 6 月 17 日(火) 第 1 回七尾市子どもの読書活動推進委員会
 平成 27 年 10 月 20 日(火) 第 2 回七尾市子どもの読書活動推進委員会
 平成 27 年 12 月 24 日(木) パブリックコメントの実施
 ～ 1 月 13 日(水)
 平成 28 年 2 月 10 日(水) 第 3 回七尾市子どもの読書活動推進委員会

委員名簿 (敬称略)

No.	氏 名	所 属 等
1	高 絹子	図書館協議会
2	川部 治代	石川県生涯学習インストラクターの会
3	岩城 則子	学校図書館協議会
4	木下 真由美	昔むかしのおはなし会
5	坂井 純子	学校司書
6	堂下 幸代	いろり火の会
7	鰻目 京子	高等学校司書
8	中山 房子	中島保育園副園長
9	岡峰 恵理子	健康推進課
10	寺口 茂美	学校教育課
11	和泉 直美	生涯学習スポーツ課

(任期 平成 27 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日)

用語の解説

(※1) 家読^{うちどく}

家族で一冊の本を読む、あるいは家族それぞれ別の本を読み、同じ読書の時間を共有することです。

(※2) 図書館サポーター事業

図書館の個人ボランティア登録事業です。ボランティアは、本の配架及び書架整理、本の補修等を行います。また、お話し会、ブックスタート、ブックリストの子どもの読書活動支援に関する業務の募集も行っています。

(※3) 公民館等

公民館のほか、コミュニティセンターも含みます。

(※4) ブックスタート事業

子どもが生まれて初めて出会う本です。保護者に直接メッセージを添えて手渡し、絵本を通して子どもの心の成長を育むことをねらいとしています。

(※5) ブックリスト

対象者の年齢やテーマに沿って選んだ「おすすめ」図書一覧です。

(※6) お話し会

読み聞かせのほか、ブックトーク、ストーリーテリング(素話)、わらべうたや手遊びを行う。

読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせることです。

ブックトーク

ひとつのテーマに沿って数冊の本を紹介していく方法です。

ストーリーテリング(素話)

物語を覚えて語ることです。

(※7) セカンドブック、サードブック事業

セカンドブックは3歳児に手渡し、サードブックは小学校入学時に渡します。自治体によって手渡す時期はさまざまとなります。

(※8) ヤングアダルトサービス

ヤングアダルトは、思春期ともいわれる、およそ13歳～18歳の世代を表します(YAと略することが多い)。この世代の子どもに、ふさわしい図書コーナーの設置などで読書活動を推進していくことです。

(※9) バリアフリー絵本

点字絵本、触れて楽しむ絵本、布絵本など。障害の有無にかかわらず誰でも楽しめる絵本です。

資料

七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

(平成27年2月12日教育委員会告示第3号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「七尾市子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定及び推進するため、七尾市子どもの読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の策定に関し七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言をすること。
- (2) 推進計画の推進及び変更に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 子どもの読書活動に関する機関及び団体を代表する者
- (2) 子どもの育成に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(報償金)

第7条 委員(第3条第2項第4号を除く。)の報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を七尾市立中央図書館に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努

めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次 七尾市子どもの読書活動推進計画
未来をになう子どもたちに読書のよろこびを

平成28年(2016年)3月

七尾市教育委員会

<お問い合わせ>

七尾市立中央図書館

〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地 ミナ.クル3F

TEL (0767) 53 - 0583 FAX (0767) 53 - 0617

E-mail : tosho-cyuou@city.nanao.lg.jp